

第2号議案 定款の一部変更について

正組合員たる地位継続の特例については、「農業経営基盤強化促進法」において、「農用地利用集積計画」(第18条)により利用権設定された場合も、正組合員たる地位を失わないこととする規定(第28条)が置かれている。

令和4年5月27日に公布された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(法律第56号)」により、当該規定が削除され、「農地中間管理事業の推進に関する法律」において、「農用地利用集積等促進計画」(第18条)により賃借権等が設定された場合に正組合員たる地位を失わないこととする同様の規定が置かれることとなったため、定款及び定款附属書総代選挙規程の根拠規定の変更を行う。

附帯決議

第2号議案の認可申請に際し、行政庁から字句の修正等の指示があるときは、これに対する措置を組合長に一任する。

1. 定款

新旧対照表

変更後	現行
<p>第3章 組合員 (略)</p> <p>(農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例)</p> <p>第12条の2 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによって賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権(以下「賃借権等」という。)を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であつて、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該賃借権等の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 賃借権等を設定した土地の全部又は一</p>	<p>第3章 組合員 (略)</p> <p>(農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例)</p> <p>第12条の2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であつて、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 利用権を設定した土地の全部又は一部</p>

<p>部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 ~ 6 (略)
- 7 この定款変更の効力発生のときにおいて、現に存する変更前の第12条の2に規定する者についての正組合員たる地位については、なお従前の例による。
- 8 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項によりなお従前の例により定められる農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定することにより変更前の第12条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者の正組合員たる地位については、なお従前の例による。

2. 定款附属書総代選挙規程

新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>(選挙区等)</p> <p>第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第12条第2項各号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>④ 正組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権、使用貸借による権利又は經營受託権の設定を行った土地を含む。）を有する選挙区において投票権を有する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(選挙区等)</p> <p>第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>④ 正組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の設定を行った土地を含む。）を有する選挙区において投票権を有する。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

第3号議案 役員推薦委員規程の一部変更について

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立（令和元年6月14日公布）により、農業協同組合法および農業協同組合法施行規則の改正（令和元年12月14日施行）が行われた。これに伴い、退任において成年被後見人等を委員の退任事由としている規定について、心身の故障等の状況につき個別・実質的に照らして職務に必要な能力の有無を判断する規定へと、役員推薦委員規程の一部変更を行う。

新旧対照表

変更後	現行
(退任) 第5条 役員推薦委員は前条の任期満了のほか、次の各号に掲げる事由によって退任する。 1～2 (略) <u>3 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u>	(退任) 第5条 役員推薦委員は前条の任期満了のほか、次の各号に掲げる事由によって退任する。 1～2 (略) <u>3 成年被後見人若しくは被保佐人となつたとき</u>
4～6 (略)	4～6 (略)
(以下略)	(以下略)

附則

この規程の変更は、総代会の決議のあった日から効力を生ずる。